【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年７月１日
【会社名】	株式会社錢高組
【英訳名】	THE ZENITAKA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　錢高　久善
【本店の所在の場所】	大阪市西区西本町二丁目２番11号
【電話番号】	０６（６５３１）６４３１（代表）
【事務連絡者氏名】	専務役員総務財務統轄部長　　畑道　康正
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区西本町二丁目２番11号
【電話番号】	０６（６５３１）６４３１（代表）
【事務連絡者氏名】	専務役員総務財務統轄部長　　畑道　康正
【縦覧に供する場所】	株式会社錢高組　東京支社 （東京都千代田区一番町31番地） 株式会社錢高組　名古屋支店 （名古屋市中区丸の内一丁目14番13号） 株式会社錢高組　九州支店 （福岡市博多区店屋町２番16号） 株式会社錢高組　千葉支店 （千葉市中央区今井一丁目12番８号） 株式会社錢高組　神戸支店 （神戸市中央区北長狭通四丁目９番26号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成28年６月29日開催の当社第85回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

①配当財産の種類

金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金６円（普通配当３円、創業310周年記念配当３円）

総額431,283,348円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

現行定款の一部を下記に記載のとおり変更する。

１．変更の理由

①公告方法の変更

インターネットの普及を考慮し、その利便性向上および公告手続き合理化のため、当社の公告方法を大阪市において発行する日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告ができないときの措置を定めるため、現行定款第５条（公告の方法）を変更する。

②株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

インターネットの普及を考慮し、利便性の向上等を図るため、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットにより株主の皆様にご提供することができるよう、変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するとともに、現行定款第15条以下の各号を各１条ずつ繰り下げる。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役として、銭高善雄、宮本茂弘、銭高久善、吉田秀貴、田尻邦夫および銭高丈善の６氏を選任する。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役として、栗山道義氏および坂本和彦氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第１号議案	62,749個	41個	0個	98.05%	可決
第２号議案	62,755個	35個	0個	98.06%	可決
第３号議案					
錢高善雄	61,278個	1,512個	0個	95.75%	可決
宮本茂弘	62,474個	316個	0個	97.62%	可決
錢高久善	61,516個	1,274個	0個	96.12%	可決
吉田秀貴	62,430個	360個	0個	97.55%	可決
田尻邦夫	62,474個	316個	0個	97.62%	可決
錢高丈善	62,543個	247個	0個	97.73%	可決
第４号議案					
栗山道義	61,198個	1,592個	0個	95.62%	可決
坂本和彦	62,756個	34個	0個	98.06%	可決

（注）１．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。
・第１号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
・第２号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。
・第３号議案および第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
２．賛成率の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（平成28年６月28日午後５時30分までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

平成28年６月28日午後５時30分までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以　上